

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義等

一 流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格を導入すること。
(第二条第三項関係)

二 一の日本農林規格は、流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について制定することができるものとする。
(第二条第四項関係)

第二 都道府県等の行う格付

都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「センター」という。)及び登録格付機関の行う格付に関する規定を廃止すること。

(改正前の第十二条、第十四条、第四章第二節及び第四章第六節関係)

第三 製造業者等の行う格付

一 工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、登録認定機関の認定を受けて、当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示(以下「格付の表示」と

いう。)を付することができる者として、農林物資の輸入又は販売を業とする者を追加すること。

(第十四条第一項関係)

二 農林物資の販売業者その他の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、農林物資の流通行程及び種類ごとに、登録認定機関の認定を受けて、当該認定に係る農林物資について、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができるものとする。

(第十四条第三項関係)

第四 登録認定機関

一 農林水産大臣は、登録認定機関の登録を受けようとする者から登録の申請があつた場合には、センタ―に、当該申請が登録の基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができるものとする。

(第十六条第二項関係)

二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しないもの等に該当する法人は、登録を

受けることができないものとする。

（第十七条関係）

三 農林水産大臣は、登録認定機関の登録を申請した者が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する法人であること等の要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならないものとする。

（第十七条の二関係）

四 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

（第十七条の三関係）

五 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について合併等があったときは、その事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人等は、その登録認定機関の地位を承継するものとする。

（第十七条の四関係）

六 登録認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならないものとする。

（第十七条の五関係）

七 登録認定機関は、認定に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

（第十七条の六関係）

八 登録認定機関は、認定に関する業務に関する規程を定め、認定の業務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならないものとする事。

（第十七条の七関係）

九 登録認定機関は、認定に関する業務を休止し、又は廃止しようとするときは、六月前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならないものとする事。

（第十七条の八関係）

十 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならないものとする事。

（第十七条の九関係）

十一 農林水産大臣は、登録認定機関が登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その登録認定機関に対し、登録の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする事。

（第十七条の十関係）

十二 農林水産大臣は、登録認定機関が認定の義務に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定に関する業務を行うべきこと等を命ずることができるものとする事。

（第十七条の十一関係）

十三 農林水産大臣は、登録認定機関が二の欠格事由のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならないもの等とすること。
(第十七条の十二関係)

十四 登録認定機関は、帳簿を備え、認定に関する業務に関し所定の事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。
(第十七条の十三関係)

第五 外国における格付

一 外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる者として、本邦に農林物資を輸出することを業とする者を追加すること。
(第十九条の三第一項関係)

二 本邦に輸出される農林物資の輸出業者その他の当該農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、農林物資の流通行程及び種類ごとに、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、当該認定に係る農林物資について、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付

の表示を付することができるものとする。

（第十九条の三第三項関係）

第六 登録外国認定機関

登録外国認定機関について、登録認定機関に準じ、所要の規定を整備すること。（第四章第五節関係）

第七 雑則

農林水産大臣は、センターに、登録認定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

（第二十条の二第一項関係）

第八 その他

一 この法律は、一部の規定を除き、平成十八年三月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他所要の規定を整備すること。